

令和６年５月１５日付要綱改正版

**品川区高齢者福祉団体 登録のしおり**

**（自主活動団体）**

# １．高齢者福祉団体とは

品川区では、高齢者の社会参加促進に資する活動を後押しするため、団体の登録制度を設けています。

高齢者福祉団体の登録制度は、要件を満たしていることが審査によって確認された団体であることを証明するものです。登録後は、区民集会所など区有施設の利用が可能となり、また一部施設において使用料の減額または免除を受けることができます。

※高齢者福祉団体以外にも、区有施設を利用するための登録制度があります。高齢者福祉団体

の登録要件を満たさない場合は（必要書類を提出することができない場合も含みます）、利

用予定の施設へ問い合わせのうえ、他の登録制度での施設利用をご検討ください。

# ２．施設の利用について

（１）施設の予約は登録承認後から可能となります。

（２）施設によって利用可能日や予約可能日、使用料などの取扱いが異なります。必ず事前に

利用を希望する施設へお問い合わせください。

（３）高齢者福祉団体（自主活動団体）として施設を使用する場合、構成員（区へ提出した名簿に記載のある方）以外は施設の利用ができません（外部講師などを除く）。

（４）施設を利用する際は、必ず利用規約などを遵守してください。

（５）インターネットで施設予約を行う場合は、「品川区施設予約システム」をご利用くださ

い（一部、インターネットでの予約ができない施設もあります）。

# ３．登録の要件

次の（１）、（２）全てに該当する場合、登録の対象となります。

（１）以下①～⑤全ての行為を行わない団体であること。

　　　　① 営利を目的とした事業またはそれに類する行為。

　　　　② 特定の政党その他の政治団体の利害に関する行為。

　　　　③ 公の選挙に関し特定の候補者または政党を支持し、またはこれに反対するなど

の行為。

　　　　④ 特定の宗教若しくは特定の教派、宗派、教団を支持し、またはこれに反対する

行為。

　　　　⑤ その他公序良俗に反する行為。

（２）団体の組織及び運営に関し、以下①～⑧全てを満たしていること。

① 他からの指図や干渉によらず主体的に活動していること。

② 団体の組織および活動のために規約や会則などを有していること。

③ 予算書・決算書などを備えていること。

④ **構成員が５人以上で、その半数以上が品川区内（以下「区内」という。）に在**

**住し、または在勤**していること。

⑤ **構成員全員が６０歳以上**であること。

　　　⑥ 団体の事務所および主たる活動の場を区内に有すること。

⑦ **代表者が区内に在住または在勤**していること。

⑧ 構成員の半数以上が、すでに品川区高齢者福祉団体として登録を受けている団体の

構成員の半数以上と、それぞれ重複していないこと。

**※同様の団体を複数登録することはできません。**

**※個人が複数の高齢者福祉団体に所属することを妨げるものではありません。**

# ４．【新規・更新の手続き①】登録申請

# ※代表者または構成員の方のみ手続き可能です。

以下のとおりご準備のうえ、窓口または郵送にて末ページ記載の「問い合わせ・提出先」へご提出ください。

（１）品川区高齢者福祉団体登録（新規・更新）申請書（自主活動団体）－第１号の１様式－

（２）名簿

構成員全員を漏れなく記載した最新のものに限ります。また、**氏名と日中連絡が取**

**れる電話番号の記載が必須です。**

（３）構成員全員の本人確認書類の写し

有効期限が過ぎていないものに限ります。詳細は「８．本人確認書類について」を

ご確認ください。

（４）予算書および決算書

**０円の場合は、予算書および決算書の代わりにその旨が確認できる規約・会則など**

**を提出してください。**

（５）（更新の場合のみ）

登録証または登録カード

（６）（登録カードの交付を郵送でご希望される場合のみ）

送付先の郵便番号・住所・氏名（代表者または構成員）を記載した、２５ｇ以内の郵送料分の切手を貼った封筒を申請時にご提出ください。

（７）（区内在勤として申請される方（区外在住かつ区内在勤**）**がいる場合のみ）

区内在勤証明書類が必要です。詳細は「９．区内在勤の証明書類について」、別紙

「品川区高齢者福祉団体登録の区内在勤証明について」をご確認ください。

**※名簿には、意図的に一部の構成員のみを記載することや構成員以外の方を記載すること**

**などのないよう、必ず団体に所属する構成員全員を漏れなく記載してください。**

**※後日、偽りや不正の手段により登録を受けたことが判明した場合、その登録は取り消され、またその団体は以後品川区高齢者福祉団体として登録申請を行うことができなくなります（品川区高齢者福祉団体登録要綱第１０条第１項および第４項）。**

**※高齢者福祉団体の登録申請のために必要な資料（個人情報含む）を区に提出することについて、構成員全員の同意を得てからご提出ください。**

**※更新申請は、有効期限を迎える年の１月から手続きができます。**

**注意点**

# ５．【新規・更新の手続き②】審査

必要な書類が揃って提出された段階で申請を受け付け、その後、申請書類の審査を行います。審査を経て承認された団体は、高齢者福祉団体として登録されます。

要件を満たさず、登録が否認される場合はその旨代表者または連絡担当者へ通知します。

**※ 審査の際、申請書類の記載内容について、名簿記載の構成員へ確認の連絡を行うことがあります。**

**※ 区内在勤証明書類が添付されている場合、勤務先へ確認の連絡を行うことがあります。**

**※ 規約・会則や事業計画書、実績報告書などを追加でご提出いただく場合があります。ご提出いただけない場合は登録することができませんので、ご了承ください。**

**※ 審査から登録まで、申請を受け付けてから５営業日程度かかります。**

**※ 申請が重なる時期（２～３月）は、通常よりもお時間をいただく場合があります。**

**注意点**

# ６．登録カードの交付　※代表者または構成員の方のみ受け取り可能です。

高齢者福祉団体には、登録番号が付与されます。登録番号は施設予約の際などに必要となるものです。

登録が承認された団体には、登録カードを窓口または郵送で交付します（登録カードの用意ができた旨の連絡は行いません）。

**（１）窓口で交付をご希望される場合**

書類提出の日から５営業日以降に、代表者または構成員が窓口へお越しください。

**（２）郵送での交付をご希望される場合**

送付先の郵便番号・住所・氏名（代表者または構成員）を記載した２５ｇ以内の郵送料分の切手を貼った封筒を、申請時にご提出ください。

# ７．登録内容の変更　※代表者または構成員の方のみ手続き可能です。

**登録の内容に変更がある場合、以下のとおり資料をご準備のうえ、末ページ記載の「問い合わせ・提出先」へご提出ください。**

※構成員に変更が生じた場合、その都度変更の手続き（名簿の再提出）が必要です。

※本人確認書類は必ず有効期限が過ぎていないものをご用意ください。

※変更後の内容が「３．登録の要件」を満たさないときは、登録の廃止となります。

※全ての手続きで、申請者本人の本人確認書類が必要です。窓口の場合は提示を、郵送の

場合は写しの同封をお願いします。

**（１）構成員の変更（名簿の再提出）**

① 品川区高齢者福祉団体登録事項変更届 －第２号様式－

② 新しい構成員全員の本人確認書類の写し

③ 在勤証明書類（区外在住で区内在勤として申請される方がいる場合のみ）

④ 変更後の名簿（全構成員を漏れなく記載した最新のものに限る）

**（２）代表者または連絡担当者の変更**

① 品川区高齢者福祉団体登録事項変更届 －第２号様式－

② 新しい代表者または連絡担当者の本人確認書類の写し（提示でも可）

③（代表者変更のみ）登録証または登録カード（緑色のカード）

※代表者を変更する場合は、新しい登録カードが交付されます。交付方法は「６．登録

カードの交付」をご確認ください。

**（３）団体名の変更**

① 品川区高齢者福祉団体登録事項変更届 －第２号様式－

② 登録証または登録カード（緑色のカード）

※新しい登録カードが交付されます。交付方法は「６．登録カードの交付」をご確認く

ださい。

**（４）活動内容の変更**

① 品川区高齢者福祉団体登録事項変更届 －第２号様式－

**（５）メールアドレス・パスワードの設定・再設定**

① 品川区高齢者福祉団体登録事項変更届 －第２号様式－

※ご自身で施設予約システムにログイン後、再設定することも可能です。

**（６）登録の廃止**

① 品川区高齢者福祉団体登録事項変更届 －第２号様式－

② 登録証または登録カード（緑色のカード）

# ８．本人確認書類について　必ずご確認ください

高齢者福祉団体の要件を満たしているか確認のため、構成員全員分が必要となります。

**＜本人確認書類として使用できるもの＞**

**運転免許証（運転経歴証明書）、健康保険証（資格確認書）、後期高齢者医療被保険者証、マイナンバーカードなど「氏名・現住所・生年月日」が確認できる公的な証明書類。**

**注意点**

**※「氏名・現住所・生年月日・有効期限（期間）」以外の番号（マイナンバー（個人番号））などが見えないよう、紙などをはさんでからコピーを取りご提出ください。**

**※有効期限が過ぎていないものに限ります。**

**※住所や氏名変更の手続きにより裏面に新住所などの記載がある場合は、裏面の写しも**

**ご提出ください。**

# ９．区内在勤の証明書類について

区内在勤として申請される方（区外在住かつ区内在勤）は証明書類の提出が必要です。証明書類が提出されない、または不足している場合は区内在勤と認められません。

**※詳細は別紙「品川区高齢者福祉団体登録の区内在勤証明について」をご確認ください。**

**（１）区内在勤該当条件**

以下①、②すべてに該当する方

① 品川区内に住所を有する事業所および営業所等に勤務している

② 週に１日以上、３か月以上の雇用形態で勤務している

**（２）提出書類**

以下①～③いずれかを提出してください。有効期間の定めがあるものは、有効期間内

のものに限ります（①、②はコピー可。③は原本に限る）。

① 品川区内の勤務先住所が記載されている社員証・保険証など公的証明書＋連絡先

が分かる名刺

② 上記公的証明書で住所の記載がないもの＋品川区内の住所・連絡先が記載されて

いる名刺

③ 在勤証明書（記載年月日より３か月以内のものに限り有効）

# 10．規約・会則や予算書・決算書について

規約・会則や予算書・決算書などを有することは、高齢者福祉団体として必要な要件です。区が審査や調査のために必要な場合は、提出を求める場合があります（品川区高齢者福祉団体登録要綱第６条第３項および第１０条第２項）ので、必ず団体として備えてください。

**※区から要請があったにもかかわらずご提出いただけない場合、新規申請であれば登録要件を満たし**

**ているか確認できないため、登録することができません。また、すでに登録されている団体は登録**

**が取り消され、以後その団体は高齢者福祉団体としての申請ができなくなる場合があります（品川**

**区高齢者福祉団体登録要綱第１０条第１項および第３項、第４項）。**

# 11．登録の取消

次の（１）～（５）いずれかに該当する場合、高齢者福祉団体としての登録が取り消しとなる場合があります。

（１）高齢者福祉団体の登録要件を満たさなくなったとき

（２）登録内容と実態に相違があるとき

（３）偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき

（４）区が所有・管理等する施設の利用に際し、提出した構成員名簿に記載のない者（外部講師などを除く）を含み活動を行っていたとき

（５）高齢者福祉団体の権利を譲渡または転貸していたとき

# 12．その他

登録証または登録カードを紛失した場合や高齢者福祉団体の制度・登録に関する疑問などは、末ページ記載の「問い合わせ・提出先」へご連絡ください。

**※再交付の手続き時には、申請者（団体構成員に限る）の本人確認書類が必要です。**

# よくあるご質問

**●なぜ名簿に構成員全員を記載しなければいけないのですか**

高齢者福祉団体は、「構成員全員が６０歳以上であること」「構成員が５人以上で、その半数以上が品川区内に在住し、または在勤していること」が登録の要件としてあります。そのため、該当する構成員全員の年齢や住所が登録要件を満たしているか審査を行う必要があるからです。

また、審査の際、構成員にご連絡をする場合があります。確認のため団体名や代表者名など、申請書類に記載されている情報をお伝えすることもありますので、予めご承知おきください。

**●名簿に構成員の一部しか記載していなかった場合はどうなりますか**

新規申請の場合は、構成員全員を記載した名簿を再度ご提出ください。ご提出いただけない場合は、登録要件を満たしているか確認できないため、登録することができません。

また、すでに登録されている団体で、一部の構成員しか記載していない事実が判明した場合は、再審査が必要のため構成員全員を記載した名簿の提出を依頼します。名簿の提出に応じていただけない場合は、登録要件を満たしているか確認ができないため、登録を取り消しさせていただく場合があります。

意図的に一部の構成員のみを記載することや、構成員でない方を記載することなどないよう、適正な申請を行っていただくようお願いいたします。

**●なぜ名簿に記載されている構成員以外は施設を利用できないのですか**

区へ提出した名簿に記載されていない方は、高齢者福祉団体の構成員として認められていないため、高齢者福祉団体として施設を利用できないものです。

区へ提出した名簿に記載された構成員以外の方を含んで活動される場合は、他の適正な登録制度にて施設をご利用いただきますようお願いいたします。

**●なぜ構成員全員の本人確認書類、区内在勤者の在勤証明書類が必要なのですか**

高齢者福祉団体は、「構成員全員が６０歳以上であること」「構成員が５人以上で、その半数以上が品川区内に在住し、または在勤していること」が登録の要件としてあります。そのため、構成員全員の年齢や住所が登録要件を満たしているか審査を行います。申請内容に誤りがないか公正に審査を行うため、本人確認書類や在勤証明書類が必要となるものです。

また、申請内容の確認のため、構成員や在勤先へ確認の連絡をすることもありますので、予めご承知おきください。

**●本人確認書類を提出したくない構成員がいるのですが**

高齢者福祉団体は、構成員全員の年齢や住所が登録要件を満たしているか審査を行う必要があります。本人確認書類をご提出いただけない場合は公正な審査が行えませんので、申し訳ございませんが登録することができません。他の登録制度での施設利用をご検討ください。

**●ビジター会員はどのように取り扱ったらよいですか**

ビジターとは、団体外部の方と解されます。高齢者福祉団体の構成員以外の方は、高齢者福祉団体として施設を利用いただくことができません。区へ提出した名簿に記載された構成員以外の方を含んで活動される場合は、他の適正な登録制度にて施設をご利用いただきますようお願いいたします。

高齢者福祉団体として施設の利用をご希望される場合は、ビジターなどの名称に限らず、団体の規則または会則などに定める構成員全員を漏れなく名簿に記載のうえ申請してください。

また、区内高齢者の社会参加促進のために公益性のある支援活動を行うことを目的とした団体は、「公益支援団体」の登録が可能な場合があります。登録には別途条件がありますので、末ページ記載の問い合わせ先へご相談ください。

**●外部講師や見学者を含んで施設を利用できますか**

指導のみを行う方や見学のみをされる方など、活動に直接参加をされない方については、高齢者福祉団体の登録制度として施設の利用を妨げません。事前に利用する施設にお問い合わせのうえ、施設ごとの利用規約などに従っていただきますようお願いいたします。

**●なぜ代表者や構成員以外の者が手続きを行うことができないのですか**

高齢者福祉団体は、「団体として、他からの指図や干渉によらず主体的に活動していること」が、登録の要件としてあります。そのため、代表者や構成員以外の方が手続きを行うことは、「他からの指図や干渉によらず主体的に活動している」と認められないため、手続きは代表者や構成員のみに限るものです。

また、施設予約を有利に行えるよう名義を借り（または勝手に名義を使用し）活動実態の無い複数の団体を登録する、などの**不正行為を防ぎ、施設を利用する皆様の公平性を保つため**でもありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

**（参考）ホームページ掲載情報１ -高齢者福祉団体-**

**指定の申請書や名簿などの様式を区ホームページに掲載しています。**

**閲覧方法　区ホームページの検索ボックスに「高齢者福祉団体」と入力して検索**

**（参考）ホームページ掲載情報２ –施設予約について-**

**品川区施設予約システムのリンクやインターネットから予約ができる施設一覧などを掲載しています。**

**閲覧方法　① 区ホームページの検索ボックスに**

**「品川区施設予約システム」と入力して検索**

**② 右のＱＲコードを読み込んで表示**



**品川区施設予約システム**

品川区**高齢者地域支援課　高齢者活動支援担当**（**窓口** 品川区役所 本庁舎３階）

**電話 ５７４２－７６７１　ＦＡＸ ５７４２－６８８２**

**郵送 〒１４０－８７１５　品川区役所 高齢者地域支援課 高齢者活動支援担当 あて**

**品川区高齢者福祉団体に関する 問い合わせ・提出先**

**※区有施設の使用料や利用方法などについては、各施設へお問い合わせください。**